

横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手続に係る実施要領

制 定 平成23年10月28日

(趣旨)

第1条 横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)第30条第2項又は第59条第5項に基づく横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)による意見の聴取に関し、横浜市環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(意見陳述の申出等)

第2条 規則第30条第1項の規定による申出は、意見陳述申出書(第1号様式)、若しくは、任意の様式に申出書様式に記載のあるすべての事項を記載した書面、又は横浜市電子申請・届出システムのいずれかにより行わなければならない。

2 意見陳述申出書の提出期間は、条例第30条第1項、第59条第4項の規定による縦覧期間とする。

(意見の聴取を行う者の選定等)

第3条 規則第30条第2項の規定による選定は、条例第30条第1項又は第59条第4項の規定により申出をした者のうちから選定する。

(1) 意見聴取の選定人数は、対象事業ごとに原則10名程度までとする。

(2) 申出をしたすべての者の陳述が困難であると審査会が認める場合、意見の要旨を同じくする者のうちから、それぞれ抽選により審査会が意見陳述人の選定を行うものとする。

2 規則第30条第4項の規定による通知は、意見陳述人選定結果通知書(第2号様式又は第3号様式)により行うものとする。

(意見の陳述の回数及び時間)

第4条 意見の聴取は原則審査会の会議1回の範囲内で行うこととする。

2 規則第30条第3項の規定による意見陳述の時間は、1人あたり10分以内とする。ただし、審査会は、必要に応じてこれと異なる時間を定めることができる。

(意見の陳述等)

第5条 意見陳述人は、発言をしようとするときは、審査会会長の許可を受けなければならない。

2 意見陳述人は、意見の陳述において、当該案件に係る環境保全の見地からの意見以外の事項を発言してはならない。

3 審査会会長は、意見の陳述が第4条第2項に定める陳述時間を超えたときは、その発言を禁止することができる。

4 審査会会長は、意見の陳述中に不穏当な言動があったときは、その言動を禁止するとともに、発言の撤回を求めることができる。

- 5 前2項において、意見陳述人が審査会会長の指示に従わない場合、審査会会長は、意見陳述人に退場を命ずることができる。
- 6 意見陳述人は代理人に意見を述べさせることができない。
- 7 意見陳述の順番は、原則として意見陳述申出書の提出順とする。

(質疑)

- 第6条 審査会は、意見陳述人に対し、質疑をすることができる。
- 2 意見陳述人は、審査会に対し質疑をすることができない。

(資料の使用等)

- 第7条 意見陳述の際に資料を使用する場合、意見陳述人は、自らの責任で資料を用意することとする。
- 2 意見陳述の際に配布した資料以外に掲示物等の資料又は電子データ等を使用する場合には、意見陳述人は、その原本又は写し等を審査会に対し提出する。

(補佐人)

- 第8条 意見陳述を補佐するため必要な場合は、意見陳述人1人につき、1人の補佐人を認めるものとする。
- 2 補佐人は発言することができない。

(録音、録画等の禁止)

- 第9条 意見陳述人又はその補佐人(以下「意見陳述人等」という。)が、意見陳述の内容の録音、録画等をすることは認めない。

(秩序維持)

- 第10条 意見陳述人等が酒気を帯びていると認められる場合、審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している場合には、審査会は意見の聴取を取りやめることができる。その場合、審査会会長は、当該意見陳述人等に対し、審査会会場への入室を禁じ、又は退場を命ずることができる。
- 2 意見陳述人等は審査会会場において、審査会の秩序を乱し、又は妨害となるような言動を行ってはならない。これに違反するとき、審査会会長は、当該言動を禁止し、これに従わないときは退場を命じることができる。

(委任)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月28日から実施する。